

## 小田原市職員再採用制度実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、育児、子育て、介護等を理由にやむを得ず小田原市（以下「市」という。）を退職した者を再び職員として採用する制度（以下「職員再採用制度」という。）を設け、退職前に蓄積したスキル及び経験を有する者を雇用することにより、市の組織力及び職員力の維持向上を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 市の職員（任用期間に定めのない常勤職員に限る。）をいう。
- (2) 育児 職員が当該職員の子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法第110号）第2条第1項及び小田原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年小田原市条例第10号）第2条の2の規定により、その養育のために職員が育児休業をすることができることとされる子をいう。次号において同じ。）であって、小学校就学の始期に達するまでの間にある者を養育することをいう。
- (3) 子育て 職員が、当該職員の子であって満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を養育することをいう。
- (4) 介護 職員が要介護者（小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和26年小田原市条例第177号。次条において「勤務時間条例」という。）第16条第1項に規定する要介護者をいう。）を介護することをいう。

(対象者)

**第3条** 職員再採用制度の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 育児、子育て若しくは介護により職員として勤務することが困難であること又は市長が特に必要と認める事由を理由として退職した者であること。
- (2) 退職の前に職員として在職した期間（当該期間が複数ある場合は、それらを合計した期間。以下「在職期間」という。）が5年以上（小田原市職員定数条例（昭和24年小田原市条例第100号）に規定する消防職員にあつては、3年以上）あること。
- (3) 職員再採用制度による採用（以下「再採用」という。）の日の属する年度の4月

1 日が、退職の日の翌日から起算して10年を経過する日までの期間内にあること。  
(4) 再採用時の年齢が、小田原市職員の定年等に関する条例（令和4年小田原市条例第30号）に規定する職員の定年未満であること。

(5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第16条に定める欠格条項に該当していないこと。

2 次に掲げる期間は、在職期間から除算するものとする。

(1) 法第28条第2項の規定による休職（公務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による心身の故障に起因する休職を除く。）の期間

(2) 法第29条の規定による停職の期間

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定による育児休業をした期間

(4) 法第26条の5の規定による自己啓発等休業をした期間

(5) 法第26条の6の規定による配偶者同行休業をした期間

(6) 勤務時間条例第16条の規定による介護休暇を取得した期間

(7) 勤務時間条例第17条の規定による組合休暇を取得した期間  
（再採用の申出）

**第4条** 育児、子育て、介護等を理由にやむを得ず退職をする職員であって、将来就業が可能となった際に再採用を希望するものは、退職する日の2週間前までに所属長を通じ、再採用願（様式第1号）を、人事所管課長に提出するものとする。

（選考）

**第5条** 前条の再採用願を提出した者であって、就業が可能となり再採用を希望するものは、再採用選考申込書（様式第2号）を人事所管課長に提出するものとする。

2 再採用の選考は、退職前5年度分の勤務成績（第3条第2項各号に掲げる期間における勤務成績を除く。）を踏まえ、面接その他人事所管課長が定める方法に基づき実施し、その合否を決定するものとする。

3 人事所管課長は、合否にかかわらず選考の結果を通知するものとする。

（再採用の時期）

**第6条** 再採用の時期は、毎年4月1日とする。ただし、任命権者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(再採用者の職種、初任給等)

**第7条** 再採用する者(以下「再採用者」という。)の職種は、退職時における職種と同一とする。

2 再採用者の職務の級は、在職期間の末日における職務の級とし、在職期間の末日における職務の級が4級以上であった再採用者については4級とする。ただし、前段の規定により職務の級を決定することが著しく他の職員との均衡を失すると認められる場合には、この限りでない。

3 再採用者の初任給は、小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和47年小田原市規則第7号)及び小田原市病院事業企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(令和3年小田原市立病院管理規程第16号)の規定に基づき決定するものとする。

(退職の取扱い)

**第8条** 再採用願を提出して退職した者は、自己の都合により退職したものとして取り扱うものとする。

(委任)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行し、同日以降に退職する職員から適用する。

様式第1号 (第4条関係)

再 採 用 願

年 月 日

人事所管課長 様

所属

職名

氏名

私は、育児、子育て、介護等のために退職しますが、再び採用されることを希望し、  
願い出ます。

退 職 理 由	育児 子育て 介護 その他( )		
退職年月日	年 月 日		
養育する子又は介護する要介護者について			
氏 名	( 歳)	続柄	
住 所			
養育する子 又は介護す る要介護者 の状況			
備 考			

様式第2号（第5条関係）

再採用選考申込書

年 月 日

人事所管課長 様

私は、育児、子育て、介護等のための離職を終え、再採用を希望し、選考試験を受験したいので、次のとおり申し込みます。

住 所		写 真 (4 cm×3 cm)
(ふりがな) 氏 名		
生年月日 (年 齢)	年 月 日生 ( 歳 ※ 年 月 日現在)	
退職年月日	年 月 日	
養育する子 又は介護す る要介護者 の状況		
備 考		